

最高裁判所 御中

平成 24 年(ネオ)178 号雇用契約上の地位確認等請求上告事件

平成 24 年(ネ受)186 号雇用契約上の地位確認等請求上告受理申立事件

**加茂暁星高等学校・非常勤講師雇止め事件に対する
原判決を破棄し、公正な判断を求める要請書**

加茂暁星高校では、非常勤講師の先生方は不可欠な存在として長年学校運営の中に位置づけられてきました。実際に、毎年一定数の授業時数が安定的に非常勤講師の先生方に割り当てられ、またそれを前提に非常勤講師の先生方の労働条件が形づくられてきました。

非常勤講師の赤井くるみ先生、山田ユリ子先生は、それぞれ 25 年間、17 年間の長きにわたって雇用が継続されてきました。更新を希望すれば、その意に反して雇止めにはならず、契約の更新手続きも形式的なものでした。両先生は、授業以外にも試験監督、成績の評価、補習、空き時間を使っての生徒の相談等に応じるなど、専任の先生と同様の業務をおこなってきました。また、途中産休で仕事を休んだ際も私学共済への加入が中断されることなく継続していました。

これらの事実からも両先生の雇用は、継続を期待するだけの合理性が十分にあったと言えるものでした。新潟地裁判決では、「継続を期待する事実」について認められ、学園の「雇止めには客観的合理的理由が存在しない」として「解雇無効」の判断が示されました。

ところが、高裁判決では一般論としての非常勤講師と専任教員との違いのみが強調され、地裁で認定された「雇用の継続を期待させる様々な事実」について、「根拠のないもの」としてことごとく切り捨てられてしまいました。高裁判決は、両先生の雇用実態から遊離したものであり、長年にわたって築き上げられてきた判例の流れにも逆行するものと言わざるを得ません。

つきましては、加茂暁星高校の生徒・保護者・教職員が生き生きと輝く学校にするために、赤井・山田両先生の職場復帰が早期にはたされますよう、公正なる判断を要請いたします。

2012年 月 日

住 所

団体名

印

【取り扱い団体】

加茂暁星高等学校職員組合・新潟県私立学校教職員組合連合・にいがた私学争議団支援共闘会議
【問い合わせ先・署名送付先】新潟市中央区弁天橋通 1-13-13 TEL025-286-7600